◆要件を満たしていることが確認できた場合、

宣誓書受領証を発行します。

（発行手続きのためのお時間を頂戴します。）

◆予約した日時に必ずパートナーのお二人でお越しください。

（プライバシー保護のため個室で対応します。）

◆必要書類をご持参ください。

　・住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し

（「個人番号」や「本籍」の記載を省略したものをご用意ください。

大阪市に住所がない方は、大阪市に転入される予定日がわかる書類が別途必要です。）

　・独身であることの証明書

（独身証明書 又は 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を本籍地市町村に請求してください。

外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。）

　・本人確認書類

　　　運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真が貼付された官公署が発行した

証明書等　１点

又は

その他健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等　２点

※住民票の写し等の証明書は発行から３か月以内のものに限ります。

「宣誓」に通称名を使用される方は、個別にお問い合わせください。

内　容　確　認

**宣誓書受領証の交付**

パートナーシップ制度　宣誓予約から宣誓書受領証交付までの流れ

(大阪市人権啓発・相談センター)

**申　請（パートナーシップ宣誓）**

◆宣誓の日時や必要書類の確認をします。

（宣誓書の内容はホームページでご覧になれます。）

**電話又はメールで人権啓発・相談センターへ予約**

**（希望日の開庁３日前まで　例）7/9→7/4まで）**

**ＴＥＬ　０６－６５３２－７６３１（平日９時～17時30分）**

**Ｍａｉｌ**ca-partnership@city.osaka.lg.jp